

ほいくの森 無料広告掲載規約

東京都渋谷区本町 1-20-2-2F 株式会社アイ・プロモート（以下、「甲」という）は甲の運営する「ほいくの森」において、広告掲載を希望する広告主（以下、「乙」という）が広告掲載することに関して、次のとおり規約を定める。

第1条（定義） 本規約において、次に掲げる用語の意義はその定めるところによる。

株式会社アイ・プロモートが運営する「ほいくの森」

URL : <http://hoiku-no-mori.com/>

「広告掲載」 インターネット回線で公衆送信用に供される記録媒体に記録されている「ほいくの森」の情報に広告を内容とする情報を加え、これをパーソナルコンピュータ及び携帯電話で受信可能とすること。

第2条（契約の成立）

乙が甲に対し、別紙申込書及び入稿フォームをFAX、メール、または郵送することで本規約の条件で広告掲載することを甲に委託したものとみなす。甲が入稿内容を適切と判断した場合、甲はこれを広告掲載する。契約期間については定めない。

第3条（広告の入稿）乙が広告の入稿を行う場合には甲の指定する形式で行うものとする。広告の差換えを行う場合も同様とする。

第4条（禁止事項）乙は広告掲載を行うに当たり、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 事実と反する情報を掲載する行為
- (2) 他人の著作権を侵害する行為
- (3) 他人の名誉・信用を毀損する行為
- (4) 他人のプライバシーを侵害する行為
- (5) その他、法令に違反する行為もしくは法令に違反するおそれのある行為
- (6) その他、株式会社アイ・プロモートが不適切と判断する行為

第5条（免責）

- (1) 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネット通信回線の不具合、サーバー等のシステム上の不具合または緊急メンテナンスの発生、その他乙の責めに帰すことのできない事由により、本契約に基づく広告を自動公衆送信することが不可能となった場合でも、乙は甲に対して、損害賠償、その他一切の責任を負わない。
- (2) 広告掲載内容については、すべて乙の責任のもとで発信されるものとし、その正確性、適法性等につき、甲は一切の責任を負わない。
- (3) 乙が本契約に基づく広告掲載により損害を被った場合でも、甲は一切の責任を問わない。

第6条（解除の非遡及効）本契約を解除または解約した場合には、解除または解約は将来に向かってのみ効力を有するものとする。

第7条（守秘義務）当事者は広告掲載あるいは本契約に関して知り得た相手の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとする。

第8条（権利譲渡の禁止）乙は、甲の同意なしに本契約上の地位または権利を第三者に譲渡することができないものとする。

第9条（合意管轄）本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）本規約に定めのない事項につき協議が生じた場合は、関係法令および一般慣習に従い、甲および乙は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

以上